

# 青少年国際交流事業補助金 募集要項

市では、国際化が進む社会の各分野で活躍できる青少年の育成を目的に、青少年の国際交流を推進する事業を応援しています。

**【補助対象団体】** 主に宗像市内で活動する市民公益活動団体

**【補助対象事業】** 以下のいずれかに該当する事業

①市内の10人以上の青少年が外国都市の住民との相互国際交流のために海外に渡航する事業

(※2年以内に1回以上、それぞれが交流相手の国を訪問することを要します)

②外国の都市に居住する10人以上の青少年をホームステイで受け入れる事業

※ここで「青少年」とは、平成12年4月2日以降に生まれた人をさします。

**【補助金額等】**

補助対象経費	補助額及び補助金の限度額
渡航費	・ 1人当たりの渡航費の2分の1（2万円を超える場合は、2万円が限度。千円未満切捨て） ・ 補助金総額が30万円を超える場合は、30万円を限度。
ホームステイ受入費	・ 受け入れる青少年1人1泊につき、2千円 ・ 補助金総額が6万円を超える場合は、6万円が限度。

※ ただし、全体の申請件数などの事由により、減額となる場合があります。

**※予算の範囲内で、随時、採択を決定します。**

**【申請及び問合せ先】**

宗像市子ども育成課 グローバル人材育成係 宗像市役所 西館1階  
住所：〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号  
電話：36-1214（直通） FAX：37-3046

**【補助対象となる事業】** 以下のいずれかに該当する事業

①市内の10人以上の青少年が外国都市の住民との相互国際交流のために海外に渡航する事業

(※2年以内に1回以上、それぞれが交流相手の国を訪問することを要します)

②外国の都市に居住する10人以上の青少年をホームステイで受け入れる事業

※ここで「青少年」とは、平成12年4月2日以降に生まれた人をさします。

**【補助対象とならない事業】**

- ★青少年が主体とならない事業
- ★観光やスポーツ観戦が主たる目的である事業
- ★営利を目的とした事業
- ★市の他の補助金等が交付される事業 など

**【申請の方法】**

下記申請書類に必要事項を記入し、宗像市子ども育成課（西館1階）へ提出してください。

申請書類は、子ども育成課、情報コーナー（本館1階）、市ホームページ（<http://www.city.munakata.lg.jp/>）→「むむハグ。」→「学ぶ」→「グローバル人材育成」からダウンロードできます。

**【申請書類】**

- ★青少年国際交流事業補助金交付申請書兼企画提案書
- ★団体に関する調書

**【支払い方法】**

- ・事業完了後、1ヶ月以内に実績報告書を提出していただきます。所定の審査を経た後、補助金を交付します。

**【その他】**

- ・交付決定後に事業内容を変更する場合は、事業実施前に「補助金変更等承認申請書」を必ず提出してください。変更の内容によっては補助金を交付できない可能性もあります。